

御庭を見せ玉ひしに、かの千里鏡をもて山よりのぞみ見るべしと仰ありければ信友則とりてこれを見、誠にくまなく遠き所まで見え侍り、よにめづらしき物にこそ、さりながらかゝる物はやむごとなき御方の、めで玉ふべきものにあらず、其故は郭内往來するものども、このごろ若君山より御覽じ玉ふと聞つたへなば、さこそ心ぐるしく覺侍らめ、人の難儀におもふこと、かり初にもこのませ玉ふべきにあらずといひながら、あやまちしきまして、彼千里鏡を山よりおとし、微塵に打くださけり、若君これをきこしめし、大にむづからせ玉ひけるが、公○徳川吉宗にはさこそあらめ、對馬はさる忠言申べき者とえりたればこそ、かのことはなしつれとて、ふかく御感ありしとなむ。

〔幕令拔抄〕相模屋又一相願聞届置候米市場ニ、堂島米相場之高下を、飛脚ニ而取來候處、拔商と唱、右高下を手品仕方等を遠目鏡へ移取、相圖を待候もの有之趣、相聞、不埒之事ニ候、右體のもの有之、バ召捕、急度、途、吟味、候條、心得違無之様可致候、○中略

文化元年子五月

眼鏡商

〔國花萬葉記六攝津〕諸職商人買物所付

目がね 伏見唐物町 かうらい橋壹丁目

〔江戸總鹿子六〕眼鏡師

京橋南四丁目

印判屋市郎兵衛

〔守貞漫稿六生業〕眼鏡ノ仕替

新物ヲ賣リ、或ハ新古ヲ交易シ、又ハ破損ヲ補フ、

眼鏡雜載

〔大内義隆記〕天竺仁ノ送物様々ノ其中ニ、○中略老眼ノアザヤカニミユル鏡ノカダナレバ程遠ケレドモクモリナキ鏡モ二面候ヘバ、カ、ル不思議ノ重寶ヲ五サマ送ケルトカヤ、